

建設工事に係る最低制限価格設定方法の改正について（報告）

1 理由

平成 31 年 3 月 28 日に中央公共工事契約制度運用協議会及び平成 31 年 3 月 26 日に国土交通省において、低入札価格調査基準の一部見直しが行われたことから同様の改正を行ったもの。

2 概要

「最低制限価格設定方法取扱要領」の一部を改正し、最低制限価格の設定範囲を見直すもの。

項目	現 行	改正後
範囲	予定価格の 7.0/10 ～ 9.0/10	→ 予定価格の 7.5/10 ～ 9.2/10
計算式	直接工事費の 97% 共通仮設費の 90% 現場管理費の 90% 一般管理費の 55% の合計	→ 改正なし

3 施行時期

令和元年 11 月 1 日以降に入札公告を行う工事を対象とする。